

○ 下市町選挙時における移動支援実施要領

(目的)

第1条 この要領は、選挙時における投票所への自力による移動が困難な選挙人に対し、投票機会の確保のため、投票日（期日前投票期間含む。以下同じ。）において、自宅（住所を置かずに生活の本拠としている町内の居所を含む。以下同じ。）と投票所（期日前投票所含む。以下同じ。）との間をタクシーで送迎すること（以下「移動支援」という。）により必要な交通の便を確保するとともに、その経費を助成し、利便性の向上と投票率の向上を図ることを目的とし、その手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「移動支援事業者」とは、下市町と委託契約を結んだタクシー等を所有する民間事業者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 当該選挙に係る下市町の選挙人名簿に登録されている者
- (2) 投票期間内に町内に居住している方
- (3) 交通手段又は補助の移動手段（家族等の送迎）がない人で、自宅から投票所までの間、自力による移動が困難な人
- (4) 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の3第4項の規定による郵便等投票証明書の交付を受けていない者
- (5) 奈良県選挙管理委員会が指定する不在者投票を行うことができる施設に入院又は入所していない者

(助成の内容)

第4条 助成の内容は、助成対象者が、投票日に指定の投票所へ行くためタクシーを利用する際の往復の乗車運賃とする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者は、登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を当該選挙毎に委員長に提出しなければならない。

(登録及び利用券の交付)

第6条 委員長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、第3条に規定する助成対象者と認めたときは、移動支援登録台帳（様式第2号）に登録するとともに、移動支援登録決定通知書（様式

第3号)及び投票所への移動支援利用券(様式第4号。以下「利用券」という。)を交付するものとする。

2 利用券は、同一有効期間内は再交付をしないものとする。ただし、利用券を汚損した場合は、汚損した利用券を回収のうえ再交付することができる。

(利用券の有効期間)

第7条 利用券の有効期間は、当該選挙の告(公)示日の翌日から投票日までとする。

(利用券の利用)

第8条 利用券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、移動支援事業者において利用券を利用することができる。

2 利用者は、移動支援を利用する場合において、移動支援事業者に直接連絡し、送迎を手配するものとする。

3 利用者は、乗車運賃を支払う代わりとして、利用券を運転者に渡すものとする。

4 利用者は、利用券を利用しようとするときは、投票所入場券を携行し、移動支援事業者からその提示を求められたときは、これに従わなければならぬ。

(助成金の請求)

第9条 移動支援事業者は、利用者が利用券を利用した後に、請求書に利用券を添えて委託料として請求するものとする。

(委託料の支払)

第10条 町長は、委託料の請求があったときは、その内容を審査し、速やかに委託料を当該移動支援事業者に支払うものとする。

(利用券の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は貸与し、若しくは担保に供してはならない。

(権利の消滅)

第12条 利用者は、第3条に規定する要件を有しなくなったときは、その権利を失うものとする。この場合、未使用の利用券がある場合は、これを速やかに返還しなければならない。

(届出の義務)

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会に届け出なければならない。

(1) 前条の権利の消滅事由が生じたとき

- (2) 第5条第1項に規定する登録申請の内容に変更が生じたとき
- (3) その他変更の届出が必要と認められるとき
(利用券の返還)

第14条 委員長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用券の返還を命じ、以後の交付を停止することができる。

- (1) 利用券の記載事項を改ざんして使用したとき
- (2) 利用券を他人に譲渡し、又は貸与し、若しくは担保に供したとき
- (3) 前2号に定めるもののほか、不正な申請によって利用券の交付を受け、又は使用したとき